

令和 7 年度太陽光発電導入事業
設計・施工事業者
募集要項

令和 7 年 7 月 3 日
瀬戸内市民電力株式会社

募集要項

1. 趣旨

本募集要項は、瀬戸内市民電力株式会社（以下、「当社」という。）が瀬戸内市所有の施設に PPA 方式にて太陽光発電設備を導入するにあたり、一括で設計・施工（以下、「本業務」という。）を請け負う事業者を公募型の提案審査（プロポーザル方式）により選定するために必要な事項を定めるものである。なお、本事業は二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用するものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

令和 7 年度太陽光発電設備導入事業

(2) 対象施設

【パッケージ 1】

施設名	住所	施設の契約電力
福山浄水場	瀬戸内市邑久町福山 7 5 5 - 1	266kW
長船水源池	瀬戸内市長船町長船 6 9 0	132kW

【パッケージ 2】

施設名	住所	施設の契約電力
瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄 8 4 5 - 1	288 kW
瀬戸内市営火葬場	瀬戸内市邑久町立坂 1	85 kW

(3) 業務内容

別添「順守すべき基準」のとおり

(4) 業務期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、太陽光発電設備が稼働できる状態（使用前自己確認や一般送配電事業者等の調整、試運転等が完了した状態）で当社に引き渡すこと。なお、引渡日は当社と協議のうえ、早めることができるものとする。

3. 参加資格

参加資格は次に示す(1)～(3)の要件をすべて満たす者とする。なお、複数の法人によって構成された共同事業体で参加する場合には、すべての者が参加資格(参加資格(2)を除く)を満たすこと。

企画提案への参加申込期限以後に、共同企業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、一部業務を第三者に委任し、又は負わせることを妨げるものではない。

(1) 単独の法人または共同企業体（共同企業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同企業体の構成員となることもできない。）であること。

(2) 本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含むこと。なお、実施体制に含まれる協力事業者でも構わないものとする。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

● 第一種電気工事士

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 本業務に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。
- ② 国税及び地方税を滞納している者。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 25 号）第 18 条または第 19 条に基づく破産手続きの開始の申立てがなされている。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続の申立てがなされている。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また瀬戸内市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 22 日条例第 32 号）に規定する暴力団関係事業者。
- ⑦ 瀬戸内市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 18 年瀬戸内市告示第 35 号）に定める措置を受けている者。
- ⑧ 瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 16 年瀬戸内市告示第 9 号）の規定による指名停止を受けている者。

4. 実施スケジュール（予定）

項 目	日 時
公募開始	令和 7 年 7 月 3 日(木)
現地見学会申込期限	令和 7 年 7 月 11 日(金) 午後 3 時
現地見学会	令和 7 年 7 月 15 日(火)（予備日：令和 7 年 7 月 17 日(木)）
質問書の受付締切	令和 7 年 7 月 18 日(金) 午後 3 時
質問に対する最終回答期限	令和 7 年 7 月 24 日(木)（随時回答）
参加申込受付締切	令和 7 年 7 月 25 日(金) 午後 3 時
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 7 月 28 日(月)
企画提案書等の提出締切	令和 7 年 8 月 8 日(金) 午後 3 時
企画提案のヒアリング	令和 7 年 8 月 19 日(火)頃 ※必要に応じて実施

5. 現地見学会

現地見学会の申込があった事業者を対象に対象施設の見学会を行う。

(1) 実施日時

令和 7 年 7 月 15 日（火）に実施し、時間や集合場所については現地見学会前日までに現地見学申込書に記載の連絡先に通知する。

(2) 申込方法

現地見学会申込書(様式第 5 号)を、令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 3 時までに、「12.問い合わせ先」あてに電子メールにて提出すること。

(3) 提供資料

現地見学会の申込があった事業者には『提供データ一覧』に記載の資料を提供する。ただし、提供した資料については、企画提案の作成にのみ使用することとし、本公募終了後は、事業者の責任において速やかに破棄をすること。

※『提供データ一覧』以外に必要な資料がある場合には、質問書に記載のうえ、「12. 問い合わせ先」あてに電子メールにて申し出ること。

(4) 留意事項

- ① 見学会の参加人数は1法人あたり2名以下とし、交通手段は各自で準備すること。
- ② 現地での資料配布は行わないため、図面等は各自で準備すること。
- ③ 当社、当社及び施設管理者の許可を得ず又は指示に従わずに施設を徘徊するなど施設業務に支障を来す迷惑行為があった場合には参加を取り消すこととする。
- ④ 参加法人数が多くなる場合や悪天候などで実施ができない場合は予備日に実施する場合あり。

6. プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「(1)申込期限」までに「(2)申込書類」に記載の書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けること。

(1) 申込期限

令和7年7月25日（金）午後3時必着

(2) 申込書類

① 企画提案参加申込兼誓約書（様式第1号）

※パッケージ単位で企画提案参加の有無を選択してください。

② 実施体制図（共同事業体の構成及び各々の実施業務、配置技術者及びその資格等。なお、協力事業者が提案内の重要な部分や技術者の配置を担う場合は、体制図に含めること。）

③ 法人概要（様式第2号）

④ 「3.参加資格」を証明する以下の書類

（ア）一級建築士及び第一種電気工事士の資格証の写し

（イ）法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書

（ウ）役員名簿（様式第3号）

（エ）法人税、消費税および地方消費税の納税証明書の写し（納税証明書その3の3）
（令和7年4月1日以降に発行されたもの）

（オ）前年度の財務諸表の写し（事業報告書、損益計算書、貸借対照表）

※共同事業体の場合は、構成員ごとに③④を提出すること。

(3) 申込方法

「(2)申込書類」を「12.問い合わせ先」に郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、レターパック等の配達記録が確実に残る方法とすること。

(4) 参加資格の有無の通知

令和7年7月28日（月）までに参加資格の有無を記載の連絡先に電子メールにて通知

する。

(5) 参加辞退について

参加申込を行った以降にプロポーザル参加を辞退する場合は、辞退する旨を「12.問い合わせ先」あてに電子メールで速やかに申し出ること。

7. 質問受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和7年7月18日（金）午後3時まで

(2) 質問方法

① 質問書（様式第4号）に質問内容を記載し、「12.問い合わせ先」あてに電子メールで行うこと。電話等による個別の問い合わせには応じない。

② 件名は「令和7年度太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。

(3) 回答方法

令和7年7月24日（木）を回答期限とし、当社 HP にて随時回答する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年8月8日（金）午後3時必着

(2) 提出書類

別添「企画提案書 作成要領」のとおり。

(3) 提出方法

「(2)提出書類」を「12.問い合わせ先」に郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、レターパック等の配達記録が確実に残るようにすること。

9. 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

当社が設置する審査委員会にて、企画提案書等を審査する。審査は『評価基準』にもとづいて行い、総合的に判断して最も優れている提案者を受注候補者に選定する。

(2) ヒアリングの実施

審査委員会が提案内容を審査するにあたり、企画提案書等の内容について疑問点・不明点が生じた場合、必要に応じてヒアリングを行う。提案者と日程調整をしたのち、リモートで行うものとする。なお、ヒアリングは質問に対して回答をする形式とする。

(3) 評価項目

別表『評価基準』のとおり。

(4) 選定結果の通知

受注候補者の選定後、すべての提案者に結果を電子メールで通知する。なお、受注候補者の公表は行わない。

(5) 提案の無効（失格）について

次のいずれかに該当するときは提案を無効とし、選定対象から除外する。

- ① 本募集要項に定める手続き及び方法等を遵守しない場合。
- ② 事業実施者の決定時点において、「**3.参加資格**」に掲げる資格を喪失した場合。
- ③ 審査委員会の委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を行った場合。
- ④ 企画提案書等に虚偽の記載や記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
- ⑤ 他の提案者と内容又はその意思についての相談、その他不正行為（カルテルや談合等）により公正な審査ができない事態と認められる場合。（募集の延期あるいは取り止める場合あり。）
- ⑥ その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

10. 設計施工事業者の決定

- (1) 「**9.企画提案書等の審査**」で選定した受注候補者と詳細事項を協議・調整を行い、本業務に係る仕様を確定させたいと、双方が合意した場合には受注候補者を設計施工事業者として決定し、設計施工に関する契約を締結する。提案のすべてが採用されるものではないことに留意すること。
- (2) 選定した受注候補者との協議が不調になった場合や、「**9.企画提案書等の審査 (5)提案の無効（失格）について**」に該当した場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉を行う。
- (3) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合でも、受注候補者がそれまでに要した費用等については、当社は一切負担をしないものとする。

11. その他

(1) 留意事項

- ① 募集要項及び順守すべき基準に定める事項を承諾のうえ応募すること。
- ② 環境省の『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領』及び『瀬戸内市脱炭素先行地域づくり事業推進補助金交付要綱』の記載内容を遵守すること。
- ③ 企画提案書等以外に、審査に必要な書類の提出を求められた際には対応すること。
- ④ 提案に要した費用は、提案者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書等は返却せず、選定の用途以外に提案者に無断で使用しない。ただし、本事業の実施にあたり公表などが必要と認められる場合は、企画提案書等の全部または一部を使用できるものとする。
- ⑥ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属するものとし、提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフト等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。ただし、当社が工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、提案者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合は、当社が費用を負担するものとする。

12. 問い合わせ先

〒701-4221 瀬戸内市邑久町尾張 39 番地 41

瀬戸内市民電力株式会社

電話番号：0869-24-8905（平日 8：30 ～ 17：15）

電子メール：contact@setouchi-power.com